仙台市の就学支援の課題に対する検討の方向性(案)

1 特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加について

【課題】

- ① 特別支援学校,特別支援学級を検討する児童生徒が増加しており,仙台市就学支援委員会において,これまでの審議方法等を継続することが困難になってきている。
- ② 発達障害があり、特別な教育的ニーズが必要な児童生徒の増加に伴い、通級指導教室を検討する児童生徒も増加している。また、通級指導教室担当教員の基礎定数化に伴い、これまでの就学支援の進め方を見直す必要が生じている。
- ③ 新就学児相談会に参加する幼児が増加しており、これまでの実施方法を継続することが困難になってきている。

【検討の方向性】

- ●-1 市就学支援委員会での審議の効率化・迅速化を図る。 (審議方法や審議資料の見直し)
- ・一定の条件を満たすケースは、審議を簡素化する。
- ・今年度実施している対応等を参考にしながら、必要に応じて効率化等を図る。

<参考>

令和2年度の状況

- ・事前に事務局案を作成し、その案をもとに審議を行う。
- 1・2 市就学支援委員会で審議するケースを整理する。
- <現在, 市就学支援委員会での審議が必要としているケース>
- ・新就学児で、特別支援学校への就学を検討している場合
- ・新就学児で、小学校の特別支援学級への就学を検討している場合
- ・新就学児で、医療的ケアが必要で、看護師の配置を検討している場合
- ・新就学児で,通級による指導(難聴通級と一部のLD等通級)を検討している場合(R2: 難聴3件,LD等4件)
- ・小中学校の在籍児で、特別支援学校への転学を検討している場合
- ・小中学校の在籍児で、特別支援学級への異動を検討している場合
- ・小中学校の在籍児で,通級による指導を検討している場合
- ・小中学校の在籍児で、特別支援学級から通常の学級への異動を検討している場合
- ・小中-特支学校の在籍児で、医療的ケアが必要で、看護師の配置を検討している場合
- ・特別支援学校の在籍児で、小中学校への転学を検討している場合

<参考>

法令上は、「学校教育法施行令第 18 条の 2」によると「市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち<u>視覚障害者等※1</u>について、小学校、中学校または特別支援学校への就学または転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとすること。」とされている。

- ※1 <u>視覚障害者等</u>とは、「学校教育法施行令第5条」によると「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)で、その障害が、第22条の3の表に規定する程度のもの※2。」
- ※2 学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度とは,特別支援学校に関する障害の程度
- ② 通級指導教室担当教員の基礎定数化への対応として,新就学児の通級希望者についても相談を行い,入学時からの通級を検討する。

<参考(再掲)>

義務標準法の改正により、平成 29 年度から通級担当教員の定数が基礎定数化され、5 月 1 日現在の通級児童生徒数 13 人当たり 1 人の通級担当教員を文科省が配当。基礎定数 化は平成 29 年度から 10 年かけて移行し、その間は基礎定数と加配定数による配当。

- 3 新就学児相談会の見直しをする。
- ・今年度実施している対応を参考にしながら、必要に応じて効率化等を図る。

<参考>

令和2年度の状況

- ・相談会への参加は保護者のみ。保護者からの聞き取り、幼稚園・保育所等からの資料、 専門機関の資料等を参考に審議資料を作成。必要に応じて、対象児の状況確認を行う。
- ・相談会での相談員は事務局担当者が行う。

2 早期からの一貫した支援について

【課題】

障害のある子供について、その障害を早期に把握し、将来の自立に向けて一貫した支援をすることが求められている。現状では、新就学児相談会に参加した保護者へ就学支援のガイダンスを行っているが、相談会の開催時期は対象児が就学する前年の8月である。これまで以上に円滑な就学先決定のプロセスをたどるためには、本格的な就学期の相談が開始される以前の適切な時期から、就学先決定についての手続きの流れや等について、本人・保護者に対してあらかじめ就学に関するガイダンスを行うことが求められる。

【検討の方向性】

○発達相談支援センターや子供未来局子供保健福祉課の相談事業等と連携し,就学に関するガイダンスを行う。

3 関係機関との連携について

【課題】

仙台市では、教育部局の特別支援教育課と福祉部局の発達相談支援センターが密接に 連携し、就学支援に係る資料の提供を発達相談支援センターから受けている。

適切な学びの場の検討・判断をするにあたって、教育委員会や学校が関係機関や幼稚園・保育所等と連携することが重要になってきており、これを行うための仕組みを整理・充実させることが求められている。

【検討の方向性】

- ○幼稚園-保育所-認定こども園との連携
- ・幼稚園-保育所-認定こども園との情報交換等についてさらなる改善・充実を図る。
- ○福祉関係機関との連携
- ・就学に係る相談や資料提供,情報交換等についてさらなる改善・充実を図る(発達相談支援センター,児童発達支援センター等)。
- ○「仙台市 5 歳児のびのび発達相談」の実施状況等に応じ、情報提供や引継ぎの在り方 を検討する。

4 多様で柔軟な仕組みの整備

【課題】

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが求められている。現在、交流及び共同学習や居住地校交流等において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ活動を行っている。また、基礎的環境整備や合理的配慮の提供のために、市就学支援委員会において、要医療的ケア対象児に対する看護師配置についての審議や、通常の学級で学ぶ肢体不自由のある児童生徒に対する介助員配置についての審議を行っている。今後も教育委員会や学校が合理的配慮の提供を検討する際に助言等を行うことが求められる。

【検討の方向性】

- ○「合理的配慮」について,提供の必要性や妥当性等について市就学支援委員会の意見を参考にしながら個別の教育的ニーズのある子供に対しての必要な支援を総合的に判断する仕組みを充実させる。
- ・医療的ケア対象者の判断,介助員配置の判断等

5 校内就学支援体制の充実

【課題】

仙台市就学支援委員会の審議結果に沿った就学をした在籍児の割合は年々増加して おり、令和元年度は約90%となっている。これは、学校における就学支援体制が整備さ れ、適切な就学支援が行われていることの表れであると考えられる。

学びの場の変更や検討をする場合、保護者と学校の間で十分な合意形成が図られたり、児童生徒の実態把握が十分に行われ校内就学支援委員会で審議がなされたりすることが重要であることから、今後も校内就学支援体制のさらなる充実を図りながら、必要な就学支援を行っていくことが求められる。また、特別な学びの場を必要とする児童生徒が増加しており、それに伴い、学校において就学支援を進めるうえでの事務手続き等の業務量も増加している。

【検討の方向性】

〇小中学校においては、仙台市就学支援委員会の審議結果に沿った就学をした在籍児の割合が約90%となっていることから、現在の校内就学支援体制を継続しながら、さらなる充実を図る。また、小中学校における就学支援に係る業務の見直しを行い、就学支援事務等の効率化・迅速化を図ることにより小中学校の負担を軽減する。